

第 1 1 号議案

ガレリアかめおか条例の一部を改正する条例
の制定について

ガレリアかめおか条例（平成 1 0 年亀岡市条例第 1 号）の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

ガレリアかめおか条例の一部を改正する条例

ガレリアかめおか条例（平成 1 0 年亀岡市条例第 1 号）の一部を
次のように改正する。

別表第3中

「

| |
|--|
| 432円 |
| 432円 |
| 432円 |
| 432円 |
| 各4,968円 |
| 2,160円 |
| 1,728円 |
| 各432円 |
| 各432円 |
| 各216円 |
| 216円 |
| 4,320円 |
| 各216円 |
| 1,728円 |
| 216円 |
| 各216円 |
| 各附帯設備ごとに43,200円を超えない範囲において市長が別に定める額 |
| 100平方メートル以下の分 1平方メートル当たり 54円 |
| 101平方メートル以上 1,000平方メートル以下の分 1平方メートル当たり 10円に100分の108を乗じた額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。 |
| 1,001平方メートル以上の分 1平方メートル当たり 5円に100分の108を乗じた額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。 |

」を

「

| |
|--|
| 440円 |
| 440円 |
| 440円 |
| 440円 |
| 各5,060円 |
| 2,200円 |
| 1,760円 |
| 各440円 |
| 各440円 |
| 各220円 |
| 220円 |
| 4,400円 |
| 各220円 |
| 1,760円 |
| 220円 |
| 各220円 |
| 各附帯設備ごとに44,000円を超えない範囲において市長が別に定める額 |
| 100平方メートル以下の分 1平方メートル当たり 55円 |
| 101平方メートル以上 1,000平方メートル以下の分 1平方メートル当たり 10円に100分の110を乗じた額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。 |
| 1,001平方メートル以上の分 1平方メートル当たり 5円に100分の110を乗じた額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。 |

」に改める。

別表第4中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のガレリアかめおか条例の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料及び目的外使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び目的外使用料については、なお従前の例による。

ガレリアかめおか条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 ガレリアかめおかの使用料及び目的外使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。